

第1回北名古屋市総合計画審議会部会長会議事録

会 議 録		
会議名	第1回北名古屋市総合計画審議会部会長会議	
日 時	平成29年7月19日（水） 午前10時00分から午前11時30分	
場 所	北名古屋市役所 西庁舎 3階 302会議室	
出席者 及び 欠席者 (敬称略)	出席委員	阿部 久邇夫 池山 健次 岩崎 恭典 大野 利彦 杉野 祐敬 長瀬 一雄 丹羽 幸雄 (7名)
	欠席委員	高柳 利清 (1名)
	策定委員	総務部長 (1名)
	作業部会員	総務部次長兼総務課長 総務部副参事兼経営企画課長 (2名)
	事務局	経営企画課職員5名
傍聴人	無し	
内容	1 あいさつ 2 各部会における審議結果について 3 他部会との調整が必要な事項について 4 今後の進め方について 5 その他	

発言者	審議内容
総務部次長	■開会 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。只今より、第1回北名古屋市総合計画審議会部会長会を始めさせていただきます。 会議に入る前に資料の確認をさせていただきます。 まずこちらの次第、7月19日資料①、7月19日資料②、7月19日資料③、参考資料、以上5点でございます。不足されている方がおみえでしたら、係が資料をお持ちします。 それでは最初に部会長会について説明させていただきます。 「7月19日資料①」の「北名古屋市総合計画審議会部会設置要綱」抜粋をご覧ください。第3条の規定により、「部会長会は、審議会の正副会長及び各部会の正副部会長で構成し、部会長会会長が招集する」と規定されております。「部会長会会長には、審議会の会長が、副会長には、審議会の副会長が当たる」と規定されておりますので、よろしくお願いします。 なお、会議の運営方法は、「審議会」と同様の扱いとさせていただくことを、岩崎会長に事前に確認させていただいております。よって、会議は公開とし、傍聴を認め、会議録を作成させていただきますので、よろしくお願いします。
総務部次長	1 あいさつ 最初に、岩崎会長より、ごあいさつをいただきます。
会長	皆さん、暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。それから各部会で、いろいろと議事を整理していただき、重ねてお礼申し上げます。本日、総合計画設置要綱の第3条に基づき開催する部会長会ですが、目的は3つあると思っています。1つは、それぞれ各部会の審議結果をご報告いただき、それぞれの部会がどのような議論をしているのかを情報共有すること。それから2つ目として、他の部会とまたがる項目の調整が必要という事項について、お出しいただくとともに、その調整を具体的にやっていこうと思います。最後に、3つ目ですが、今後の進め方を確認するということが、この3つが本日の部会長会の目的だろうと思っています。 この限られた人数でありますので、本当にざっくばらんにそれぞれの部会についてご報告いただくとともに、部会での議論の状況であるとか、あるいはこういう課題が出てきているということがあれば、またそれもお伝えいただければと思っています。どうかよろしくお願いいたします。

	します。
総務部次長	ありがとうございました。 これより、議事の進行につきましては、岩崎会長に議長を務めていただきますので、よろしくお願いします。
会長	それでは審議会と同様に進めさせていただきます。まずは傍聴人の確認ですが、傍聴人の方はいらっしゃるということでよろしいですか。
総務部次長	はい。
会長	次にご欠席の方ですが、高柳委員が欠席との連絡を受けておりますので、報告いたします。 総合計画審議会条例第6条の規定により、出席委員が過半数に達しておりますので本会は成立いたします。
会長	2. 議題 (1) 各部会における審議結果について それでは次第に基づき、進めさせていただきます。まずは情報共有しましょう。それぞれの部会の審議結果について、これは事務局から説明ということでよろしいですか。
総務部副参事	各部の部会長から説明させていただいた後に、事務局から説明させていただきます。
会長	それでは、部会長の方々大変、ご苦勞様でございました。部会長より、審議結果のご報告をお願いしたいと思います。 それではまず、福祉教育部会の池山部会長、よろしくお願いいたします。
福祉教育部会長	福祉教育部会の部会長の池山でございます。報告をさせていただきます。 福祉教育部会では、健康・福祉分野の6施策と教育・文化分野の4施策を担当いたします。水色表紙の資料3の分野別計画について、約70点が修正となりました。 会議の中で、特に時間をかけまして議論した施策を分野別に申し上げますと、健康福祉分野では「1－4の高齢者福祉」、教育文化分野では

事務局	「２－１の学校教育」でございました。 「１－４の高齢者福祉」では、団塊の世代が７５歳となる２０２５年問題を見据えた取組について、また、「２－１の学校教育」では、市が全国的にも先行し実施しておりますコミュニティスクールについて議論を深めました。少子高齢化に関わる諸問題を念頭に置き、非常に活発な議論が行われましたが、どちらの分野においても「地域」という言葉がキーワードとなっております。 地域の役割、多様な主体間の連携がますます重要となること。子どもと高齢者に関する施策においては、その構造が相互に類似している点が多いことから、別々に進めるのではなくて一緒に進められるところは一緒に進めていくべきといった意見も出されました。 また、審議会全体会議での議論の部分となりますが、黄色の表紙の資料２に示された「分野別まちづくり方針」の健康・福祉分野と教育・文化分野について文言を修正いたしました。桃色の表紙の資料１についての変更はございません。 それでは、委員の意見により変更した点の概略を担当から説明をさせていただきます。 福祉教育部会を担当しております安井です。よろしくお願いします。では、「７月１９日資料②」と「７月１９日資料③」をご覧ください。なお、「７月１９日資料③」は、全ての修正点を反映した形としており、完成形はこのようにお示しした資料となっております。 福祉教育部会については、「７月１９日資料②」の５ページから見ていただきたいと思います。最初に、全体に係る事項を説明させていただきますが、No.１で項目名称のうち「施策がめざすまちの姿」という表現について、市議会と福祉教育部会から、この表現を見直すよう意見が提出されました。疑義の点としては、「めざす」という表現に対し、各施策の文言を「しています。」という進行形が馴染まないという指摘です。事務局で再考した結果、「施策がめざすまちの姿」を「施策が目標とするまちの姿」に改め、全施策の様式を変更しています。また、関連事項として、「７月１９日資料③」の２８ページをご覧ください。指標について、「施策がめざすまちの姿を多角的に図るもの」という表記から、「施策の進捗を多角的に図るもの」と変更しています。この２点については、第３回の各部会にて、委員の皆様にお伝えしておりますが、再度の報告をさせていただきます。 では、福祉教育部会の修正点の概略を説明させていただきます。池山部会長からもお話がありましたが、時間をかけて議論した「１－４ 高齢者福祉」について１５件修正しており、「７月１９日資料②」の８～９
-----	--

会長	ページがその修正内容となっております。福祉教育部会では、委員の直接的な意見により 3 割程度修正しており、その他の修正は、会議での議論を踏まえ、市役所内部での検討によって修正しております。 以上で説明を終わらせていただきます。 ありがとうございました。福祉教育部会のご報告でありましたが、他の部会の方については、担当分野の考えていることと関係がある部分の明確化は直ぐに判断しにくい部分があるかと思います。よって、本日はその意味で言うと、例えば、福祉教育部会でこういう修正が出ていますという情報を共有することが主になると思います。 しかし、そういう中で、最初に説明のありました「施策がめざすまちの姿」の「めざす」の部分で「目標」にするとか、目標数値が入っている部分の「進捗を測る」という言い方を変更した、これは全分野に関する事項になりますので、情報を共有すべき事項として説明いただきました。それでは、他の部会の報告を聞いた後に、ご意見をお伺いしたいと思います。 では、建設部会の長瀬部会長、お願いいたします。
建設部会長	建設部会長の長瀬でございます。建設部会では、都市基盤分野の 5 施策と産業活力分野の 3 施策を担当し、水色の表紙の資料 3 の分野別計画については約 60 項目が修正となりました。 会議の中で特に議論が深まった施策を分野別に挙げますと、都市基盤分野では「4－1 道路基盤」、産業活力分野では「5－1 農業」でございました。 まず、道路基盤では、高齢者や障害者、子育て世代の方が安心して移動できる道路環境の整備について、また農業では大都市近郊での多面的な機能を有する農地における都市農業の進行に向けた取組について、議論を深めました。 また、審議会、全体会議での議論の部分となりますが、黄色の表紙の資料 2 に示された分野別まちづくり方針の「(5)産業活力分野」について、一部文言の追加をいたしました。桃色の表紙の資料 1 についての変更はございませんでした。 それでは、各委員における変更箇所の概略を担当から説明をさせていただきます。
事務局	建設部会を担当しております、岩井と申します。よろしく申し上げます。「7 月 19 日資料②」に基づき、分野別計画の修正ポイントをご説明させていただきます。今、長瀬部会長からご報告ありましたとおり、

	都市基盤分野の「４－１道路基盤」から「４－５公共交通」までで３８項目、産業活力分野では「５－１農業」から「５－３工業」まで、１７項目、合わせて約６０項目が修正となっております。 なお、長瀬部会長からお話がありました「４－１道路基盤」については、「７月１９日資料②」の１４ページをご覧ください。安全で快適に移動できる道路環境の整備という考えを基に複数の修正をしています。続いて、１８ページをご覧ください。「５－１農業」では、議論が深まった点として、都市農業の振興に向けた取組というところがございます。こういった点を特に議論を深め、今回の修正項目となっております。以上で建設部会による修正点の概略の説明を終わります。
会長	ありがとうございました。 では、続けて生活部会に参りたいと思います。丹羽部会長、お願いいたします。
生活部会長	生活部会の丹羽でございます。生活部会では、第３章の安全・環境分野の５施策と、第６章の協働・行財政分野の５施策を担当します。水色の表紙の資料３の分野別計画について、全部で５６点の修正箇所がございます、概ね事務局案ということでまとめております。会議の中では、各施策に設定された指標の目標値について、値が低いのではないかとという意見が出されました。それについて、担当部局でいろいろ検討され、目標値を修正した指標がかなりの件数ございます。 また、会議の中で、「６－１コミュニティ・市民活動」の施策に関する地域コミュニティについて白熱した議論がされました。自治会の現状、３２自治会の様々な課題の絡み等々で、いろんな意見が出され、時間を費やしたところであり、会長がご専門の分野でございますので、ご助言をいただければと考えております。 また、全体会議での議論の部分となりますが、桃色の表紙の資料について、序論に示された「計画に求められる視点」と、黄色の表紙の資料に示された総論について、「分野別まちづくり方針」の協働・行財政分野についても、委員の意見により、文言を修正しております。では、詳細を事務局からお願いします。
事務局	生活部会の担当をしております、鳥居です。よろしくお願いいたします。生活部会では、審議会の会議などからいただきましたご意見を基に、分野別計画の担当分野について協議を重ね、全部で５６箇所の修正となりました。今、丹羽部会長からご報告いただきましたように、概ね事務局案に基づいて修正いたしました。特に検討を重ねた事項の２点につ

会長	いてご報告いたします。「7月19日資料②」の21ページからが生活部会となります。部会長の説明にありましたように、指標について、「3－2交通安全」と「3－3防犯」では、「市民意識調査指標」の目標値が低すぎるのではないかという意見をいただき、検討の結果、最終的には原案のままとなりました。これは交通安全や防犯活動は、現在でも様々な施策を進めており、今後、施策の進捗により上向きを期待して目標値を設定しておりますが、激変して向上するようなことは考えにくいことから、原案のままとさせていただきました。 先ほど、福祉教育部会の担当からも説明がありましたが、施策の設定の考え方について、「施策がめざすまちの姿の状況を多角的に測るもの」から、「施策の進捗を多角的に測る」と表記を変更したことで、より現実に近い形で進捗を測るという考え方に立ち、目標値を修正した指標が、「7月19日資料②」の24ページのNo.24からNo.27、25ページのNo.32からNo.35、26ページのNo.45からNo.48の目標値を修正いたしました。 次に、「7月19日資料②」の24ページ、No.30とNo.31の地域コミュニティの関係を説明いたします。文言としては、No.31のとおり「地域自治組織の検討」を「地域コミュニティ検討組織の設置」と修正しておりますが、現在、他市町村で設置されている校区を単位とする地域協議会や自治会と他団体との連携、地域コミュニティの在り方について活発な議論が交わされました。 本日配布しました「参考資料」をご覧ください。この資料は、総合計画の市民ワークショップの第1回基調講演で、会長にご講演いただきました時の資料であり、基調講演の中で地域自治の在り方についてのお話もいただきました。今後、地域コミュニティの在り方の詳細については、「主な取組」に記載のとおり、地域コミュニティの検討組織の設置を検討していきたいと考えております。次回の生活部会の会議において、もう少し議論を深めていきたいと考えております。生活部会からの説明は以上でございます。 ありがとうございました。生活部会からの説明として、指標の目標値について、かなりの手直しをされたということでした。それから、地域コミュニティの検討組織の設置ということで、今後、この地域コミュニティというものを、次期総合計画の中で、言うならば重点事業として位置付けていきたいというお話であります。しかし、その場合に既存の地縁団体としての自治会との関係はどうなるのかというような議論がされたという認識でよろしいでしょうか。
----	---

生活部会長	校区単位ということは分かるものの、イメージとして掴みにくいと感じています。生活部会で再検討することになりますが、要するに自治会への加入率が低下していく中で、言い方は悪いですが行政の下請け業務、それをオールマイティに全市民へ浸透させる手法は、別の組織で、新たな形が必要ではないかという思いはありますが、それをどの様にとっていったら良いのかが掴みづらいと思っています。会長のご専門の分野であるため、ご指導いただけたらと思っています。
会長	ありがとうございます。地域自治組織の検討組織の設置を、次期総合計画の計画期間内に具体的に検討していこうと、その意味で目標が掲げられた訳で、おそらくその中で様々な議論、他の施策にも波及して展開していくような事項が出てくる、まずは、議論の場を作ろうということで、計画に書き込むということになります。その意味で、地域組織、コミュニティ組織という言い方をするのですが、意義については、改めていろいろとお話をさせていただく必要があると思います。 生活部会の修正について、現段階では、他の部会に調整が必要なことは無いということで良いですか。
事務局	はい、調整は不要です。
会長	只今、各部会の審議結果を報告いただきましたが、いわゆる横断的な調整をしなければいけない事項は無かったということで、よろしいでしょうか。
委員	(同意)
会長	生活部会でご議論いただいているという報告のありました地域コミュニティの関係を説明させていただきます。本日、「参考資料」も配っていただいておりますが、この資料は、第1回市民ワークショップの時に私がお出しした資料の一部です。なぜ今、こういう組織を作っていく必要があるのか、そして、この組織と既存のいわゆる自治会との関係はどうなのか、ということを簡単にご説明申し上げます。 まずは、「7月19日資料③」の19ページを見てください。世帯数の推移が示されております。2015年10月現在の世帯数が、33,742世帯ですが、その前のページの17ページの将来人口の推計を見てください。北名古屋市は、他自治体と比べれば人口の減り方は少ない傾向にあります。次期総合計画の計画期間内に人口が減っていくということを前提にし、総合計画を策定していく必要があります。人口のピ

ークが87,000人と推計されており、その後減少に転じ、約85,000人の維持をめざすところになるのではと思います。そういう状況においても、おそらく世帯数は増加を続けるであろうと、人口が伸びる時に世帯数が増えていくことを、いわゆる世帯分離に伴う核家族化と言っていたのです。人口が伸びる時の核家族化は、十分我々が経験していることです。要するに、子どもの数は減ったけれども、子どもは結婚すると必ずといっていいぐらい世帯分離していくため、人口が減っても世帯の数は増え続けた。しかし、おそらくこれは日本全体でいうと、多分2015年ぐらいをピークとし、世帯の数も減っていくところまできているだろうと思います。人口が減っているにも関わらず、世帯の数が増えていったということはどういうことか、これはワークショップの時もお話ししたのですが、世帯はなかなか減らないからです。その理由として、高齢者の2人暮らしになっても、当たり前ですが1世帯です。年の順番からいくと、お爺さんが亡くなっても世帯は無くなりません。世帯が減少するために何が必要かと言うと、お爺ちゃんとお婆ちゃんの両方がいなくなるということしかない訳ですから、だから人口が減っても急には世帯の数は減らない。よって、人口減少社会の中で言うと、世帯の数は依然として増加し、世帯の人員はどんどん減っていく、高齢2人暮らしと高齢単身の世帯が増えていくということであって、世帯の数がピークを迎えて、北名古屋市でもそんなに将来の事では無いと思います。世帯の数が減少に転じる時に何が起るかと言うと、これは空き家が大量発生するだろうということです。そして、その後は、一戸建ての場合には空き地になっていく。空き家対策は、いずれ空き地対策に展開していくという事が、この総合計画の期間内にどこまで具体化していくかは分かりませんが、近々には、そういう話が出てくるだろうと思います。

こういった状況を考えると、自治会は、世帯主を構成単位としていますから、世帯主しか入れない団体であります。そうすると、今、自治会の組織率がどんどん下がってきているという点から言うと、これ以上、私は自治会活動に積極的に参加してくれる世帯主が増える状況には無いだろうと思っているのです。

しかしながら、自治会に、まだまだいろいろとやっていただきたい、地域のことを一番ご存知ですから、自治会には、ぜひ今後の地域の活動のため、格好いい言い方をすればラウンドテーブルです。「参考資料」に付けさせていただいたような地域の課題を、地域で様々な活動している団体、NPO、それからこれは大阪の豊中市の場合であります、各種団体が、法人、企業、そういったものをそれぞれの地域ごとに、大きな丸の枠組みを作っていただく、これが唯一できるのは、私は自治会だと思っています。自治会をベースに作っていただき、5年後、10年後、

この地域でどんな課題が出てくる可能性があるか、そして、それをどうしていくのか、市でしか解決できない問題もありますし、或いは自分達で解決できるものもあるのでないか。そういう議論の場が、地域コミュニティ組織の第一歩だろうと考えています。

今後、こういう組織が必要となっていく可能性があるというのは、これからの時代の状況を見据えると、先ほど教育福祉部会の部分でも、地域の役割が大切というお話が出ているということでありましたが、例えば2025年問題を契機とした地域包括ケアシステムというのは、これはまさに地域での支え合いをベースにしています。おそらく地域包括ケアシステムでの介護予防であるとか、総合生活支援事業、例えば日常生活に必要な買い物、そういった事業の全てを市役所、或いは社会福祉協議会が実施するようになったら、これはもういくらお金があっても足りない状況になります。むしろ一昔前は、そういうことは地域の皆さんが支え合いながらやっていた。そういう部分で少しやっていただけるような機会というものが、地域包括ケアシステム、2025年問題に置き換えて、絶対必要であろうと思います。これが1点目です。

次に、これは北名古屋市では特徴的に進めていると伺っておりますが、コミュニティスクールです。コミュニティスクールも振り返ってみると、2001年、あの悲惨な大阪の池田小事件がありましたので、一気に学校は門を地域の人たちから塞いでしまいました。しかし、10数年経過し、徐々に門が開き始め、やはり次世代の子どもをきっちりと育てるためには、地域の皆さんの協力、あるいは積極的な関与というものが必要だろうということでコミュニティスクールが全国的に始まり、今、確か全国で3,000校ぐらいがその指定を受け、もう間もなく、あと数年の間には、全ての公立の小中学校に義務化されていくことになると思います。次世代の子どもを地域で育成を、地域の皆さんが積極的に学校に参加しながらやってくださいということになると思います。つまり教育であるとか、或いは高齢者の課題、こういったものが、これからまず地域としてどうしていくのか、そういった場合に、市役所は当然、必要なことはやりますが、それよりもむしろ地域で子どもを育てる、或いは地域のお年寄りがお年寄りを支える、或いは子どもとお年寄りが交流する、そういう場というものを小学校区ぐらいで検討していく、コミュニティの検討組織ということは、おそらくそういうことになるだろうと思います。

そのために、市も今、一所懸命、地域包括ケアシステムの構築を進めており、コミュニティスクールは市独自の施策で推進されています。こういう組織を、全国的にいろいろな自治体が行き組まないといけないと思っているのは、地域包括ケアシステムやコミュニティスクールで、国

や県の補助が出てくるという話以外に、1つ考えておいた方が良いのが休眠預金です。昨年、法律が出来ました。これから高齢化に伴い、皆さんも恐らく1つや2つはお持ちだと思いますが、眠っている貯金です。10年間出し入れをしていない預金は所定の手続きを経て国庫に編入されることになります。その法律が去年に成立しています。実は高齢化に伴い、その金額は、毎年、試算で約600億円、毎年国庫にこれから編入されることになっていく筈です。それを何も国の赤字を埋めるために使う必要はないじゃないか、イギリスがそれをやっています。公益的な活動のために毎年600億円から800億円出てくる休眠預金を公益的活動のために使えるようにという仕組みが、おそらく後3年ぐらいで整備されていくこととなると思います。やり方はイギリスに例をとっており、日本ではどうするかという議論になる訳ですが、各県に1つずつ、その配分団体を県ごとに作って、県ごとの配分団体が、それぞれの地域の様々な公益活動に対して支援していく、そんな仕組みになっていくのではないかと考えています。それでは、その仕組みの導入時に、地域の公益活動を行っている団体が整備されている必要、この3年から4年、少なくともこの総合計画の計画期間内には出てくだろうと考えています。それが2025年問題を見据えた地域包括ケアシステムであるとかコミュニティスクール、そういう取組とリンクし、具体的にこの「参考資料」にあるように、大阪の豊中市は、地域自治組織と言っていますが、こういうところで、5年後や10年後、どんな課題が出てきて、自分たちはこういうことをやらなくてはいけないというような計画をまとめておくと、それに対して公益活動という形で支援のお金が休眠預金の召し上げの分から流れてくるということも1つの大きな課題というか、そのための受け皿ということも必要になるだろうと思っています。

実は、これもワークショップの時に申し上げたのですが、例えばこれまでのところで言うと、例えば福祉で言うと老人クラブ、子どもで言うと児童課は子供会に行く、教育委員会はPTAに行く、あるいは自治会に対して大阪の豊中市には政策企画課がいろいろな形で支援をしています。これは、北名古屋市も同様と思いますが、例えば自主防災組織、防災倉庫を作るためには、税金の一部を使うのだから、自主防災組織という税金の受け皿を作ってくださいとなって、それぞれの地域が自主防災組織というのを作ったのではないかと考えています。そうすると、もうこれ以上、自治会との2枚看板にし、自治会組織が裏を返せば自主防災組織みたいなことを名乗り、防災倉庫を作るための補助金をもらう、そういうようなことが多分起きています。これは、人口が伸びていく段階では、そういうやり方で地域に補助金をお出しする。そのための受け皿としての団体を作っていくということをずっと続けてきた訳ですが、実は

その結果として、私たちは市役所、国に対する批判でよく言うように、行政の縦割りということを言います。これは実は、地域もこの間に縦割りになったのではないだろうか、と思います。例えば、老人クラブと子供会は、市役所の福祉課と児童課はよく出向くけれども、地域において、老人クラブと子ども会をリンクさせて何かやろうとか、そういうような話は実はあまり出てなかったのです。或いはPTAと老人クラブというものもなかなか連携が取れなかった。市役所が縦割りになっているということ、業務遂行上やむを得ない部分はあるかもしれませんが、地域が市役所の都合で縦割りになっているという事自体がおかしいのではないか、これからのことを考えると、もっと効率的に。PTAに入っている人、子供会をやっている人、自主防災をやっている人、自治会をやっている人、そういうことをやっている人はものすごく忙しくなってしまう。それはあまりにも人とお金の使い方としては無駄ではないか。むしろ今後、急速に高齢化していく地域社会のことを考えると、この「参考資料」のように、まずはこの狭義の団体を作っていく、そこに自治会が大きな役割を果たすというところから始めていくことが必要になるのではないか。そうすると、おそらく、この総合計画の中で、各部会でいろいろご検討いただいている、お話しているものが、横の調整が必要になっていくだろう。これは市役所でも横の調整をしていくとともに、私はそれより先に、それぞれの小学校区であるとか、そういう地域のコミュニティで検討していくことを、市役所がどうバックアップしていくか、そんな仕組みに変えていかざるを得ないのではないだろうかと思います。

そのための大阪の豊中市では地域自治組織と言いますが、地域コミュニティ組織というものを、北名古屋市でも総合計画の期間内に検討していこうという動きになっていると思っています。必要があれば、部会で、或いは審議会と同じ話はさせていただきます。私が県内で関わっている自治体は限られていますが、三重県内では大分この地域コミュニティ組織というのが標準装備になってきています。合併に伴っているところも大きいのですが、例えば、伊賀、名張、伊勢、松阪などが概ね作っています。

愛知県内で、私が関わっている自治体では、津島、愛西もそういう動きをしていくと言っています。それから、ここでできたら全国どこでもできる、と言いながら、もう5年ぐらい関わっている碧南です。碧南市は、北名古屋市も羨ましいぐらい財政力のある自治体で、それで市民の皆さんから言うと、財政力あるのだから、市役所がなんでもかんでもやればいいのか、という形になるのですが、そこで、市役所ができることは限られており、市民の皆さんやっただく、例えばコミュニ

副会長	ティスクール、或いは地域包括ケアもやっていただけないかという提案を今、一所懸命に進めています。近隣の高浜市も今、進めているところでは。 よって、財政力の有る無しに関わらず、市役所がこれからできることは、セーフティーネットを維持してもらうということ、これが絶対必要です。例えば、道路の整備、これは市民ができることではありません。或いは、道路等のバリアフリー化、老朽化した水道管や下水道管をどうしていくか、そういった事業は人口が減っても、財政状態が悪くなったとしても市役所しか出来ないことです。それ以外のことで、市役所以外で出来ることはないだろうか、まず何ができるかを検討する。どんな課題が出てくるのか、そして何ができるのかを検討するというのが、この地域自治組織、コミュニティ組織と呼ばれるものではないかと考えています。 そして、このコミュニティ組織に対し、今、国は法人格を持たすことについても検討中です。つい先日、総務省の報告書が出され、これから地方制度調査会を経て、改正案が法律に出てくる可能性があります。なぜ、法人格を作らないといけないか、いろんな事業を実施する場合、契約の相手方になると、そういうことが必要になることから、組織の法人格をどの様に認定していくかということを、今、議論しているところでもあります。よって、その意味でいうと、国の施策の流れにも合致し始めているという気がします。一番大きい部分は休眠預金だと私は思います。とにかく莫大な金がこれから出てきますので、それをどう地域で使うか、そのためにしっかりとした計画を作っておかないと、乗り遅れてしまう可能性があると思います。以上となりますが、何か意見ございますでしょうか。 今のお話の中で、自治会というのは世帯主しか構成員でないということですが、実態は、世帯から誰かが出ていただく形で動いています。また、自治会というのはある程度の強制力があります。それを利用してもらって、漏れないネットワークを作るというのは、今の自治会という組織がとても良いと私は思います。よって、他の組織と同じような形で考えるのはちょっと難しいのではと思います。現実、福祉や子供会も全て自治会の中で、自治会長に必ず相談があり、やらせていただいています。 自治会と一緒に扱いとして、また新たな組織を作ることは非常に難しいかと感じます。それから、国、県、市がやるべき仕事と、地域の末端である仕事が拡大しているから、その部分を受け持てという話なのか、それとも違う角度で見た仕事をやるべきだという話かというのもあると思います。よって、単純に国が作って、こうやってやりなさいという
-----	--

	方針の基で上手くいくかという疑問です。例えば、今、お話のあった法人格というのは、自治会は既に法人格があります。それがなぜ、今できないかという、組織を変える時に全員の総会を行う必要があり、動きが取れない。作る時には、全員出席するが、その後の変更は大変な労力が必要となるため、出来ないという部分もあるので、そういった辺のことも考慮しないと、簡単に進む話ではないと思います。 自治会の役員は、概ね1年交代、長くて2年です。私はむしろ、そこが問題で、役員の期間がもう少し長くやれば、各種事業が深化し、良い仕事ができるのではないかなと思います。 素人が自治会の役員、会長になってしまうと1から勉強するのですが、1年ではとても足りません。その辺を、私はよく考えてもらいたいなと思います。それぞれの組織、自治会でも、例えば団地で作る自治会と、一戸建ての多い昔からの自治会とでは内容がかなり違います。そういった複雑な事情もあろうかと思います。
会長	ありがとうございます。副会長からお話があったようなことを検討していくのが、おそらく今、このコミュニティ検討組織だと思います。今、国の法律もいろいろ変わりつつあり、その動向を見据えていかなければならない。自治会、いわゆる地縁団体での法人格の取得問題というのもすごく大きいです。当時は、世帯主ではなくて、その地域に居住している個人全員の名簿を作らなくてはならない。この名簿の管理がものすごく大変だということ、それから自治会が法人格を取得するときに必要なのは、まず財産を持っていなければならないということもあります。よって、おそらくその点はクリアされるような地縁団体の規制緩和が行われるだろうと思っています。 本当に、副会長は一生懸命に自治会の仕事をしていますので、これについてどうという事では無いのですが、やはり1年交代というのは結局、仕事がしんどいから1年交代されてしまうのではないかと感じます。私は、その点が地域にとって、とても不幸なような気がします。
副会長	だから、自治会の中の組織を改めるとか。
会長	そうですね、そういうやり方もあると思います。
副会長	上が変わっても下の組織は長い間やっているとか、その中で、いろいろな役割を分けてやっていくという。それは自治会によって様々なので、よくできた組織もおそらくあると思います。

	それから財産の問題、登記についても、それは例えば市が代表となって財産を管理するとか、登記をやってもらおうというのであれば所有権がおかしくなることは無くなるので。
会長	やり方も無い訳でないのですね。
副会長	必ずしも法人格を取らなくても、やってみえると思います。法人格を取ることは良いのですが、取った後の方が大変となります。
会長	そうですね。
副会長	市にお願いしたいのが、こういうことを議論し、自治会の抱えている問題を考えてから、方向性を決めていただきたいと思います。それから、コミュニティの大きさも一体どのぐらいが適当なのか。それが、ただ小学校区に合わせるとかでは無いと思います。あまりに大きくなって、コミュニティの良い所が無くなってしまったら、何の為に作ったのかということにもなるので、その辺もよく議論をしていただきたいと思います。
福祉教育部 会長	この年になって、ずっと地元に住んでいるものの自治会のことはあまり関わったこともなく、よく分かりません。例えば、自治会白書みたいな、加入率がどれぐらいかとかがまとめられた自治会の実態を知ることができるような資料はないですか。
副会長	一番の問題点です。
福祉教育部 会長	年齢がね、実際に自治会活動をしておられる方は、高齢者だと思います。ある程度、仕事を実践し、どういう方が役員、年齢、あるいは男女のリストなど。私の印象では、ご主人がお忙しいと奥様が代わりに出られたり、そのような実態かと推察します。また、今、法人格が無くても資産を持っていることを知りませんでした。自治会の施設は、自治会の所有ですか。
副会長	そうです。それは登記できません。
福祉教育部 会長	前提となる知識が薄いもので、その辺のことをもう少し勉強できる機会があればと思います。

会長	本当にそうですね。
福祉教育部 会長	副会長の話を聞いて、そうかと思い、なんとなく自治会に対し持っていた印象と重なってはいます。
副会長	自治会のやり方というのは千差万別ですので、上手くいっているところを研究したら良いのではないかと思いますし、しかし、あまりにも小さ過ぎても問題があるとは思いますが。
会長	人を得るというためにも、ある程度の規模が必要だと思います。
福祉教育部 会長	全体の把握が必要に感じます。
副会長	校区で活動している方が良いというものがあります。
福祉教育部 会長	コミュニティスクールについて、北名古屋市はこれから更に整備されていくと思います。そういった取組と重ねていくと言いますか、そういうような時に、まずその自治会のベースとなる基礎、基本となること、その辺を教えていただきたい。
副会長	実際に総合計画に書いてある、例えば自主防災組織は、会長が先ほど言われたとおりです。全部の役員は、自治会の役員と調整しながら4つとか5つを兼ねている場合が多いです。最初は知らないのですが、この会長は、昔から自治会長になっていますよ、と役員にならざるを得ない状況です。
会長	そうやって人で繋がっているのですよね。組織で繋がっている訳では無いというところも、私は大きな問題だと思います。
副会長	その辺は、やはり本当は別々にやらないと、何のために分けたのか。
建設部会長	副会長が言われた自治会の件ですが、私も10何年自治会長やって、非常に長くやっておったのですが、今、会長がお示しされた資料が、ある程度自治会が絡んでいるのです。
会長	当然そうですね。
建設部会長	先進的にやるという辺までは到達していないと思います。ですから、

	もう少し専門的な形を置いて、そことの連携を絡めてやっていく必要があると私は思っております。 今の学校の関係、コミュニティスクールについても、小学校区から始まって中学校ということで、全国的に展開されております。コミュニティスクールをやってみえますが、もう少し中へ押し込む。全国的には一番、京都とかで、学校で地域の代表の人が常駐をし、先生と連携を図りながら地域とのパイプ役で走って、子供達を育成していく、それが一番良い姿だと思います。そこまでは多分、北名古屋市のコミュニティスクールは、っていないと思います。 よって、そういうような取組について、私は一番初めの審議会の中で申し上げたのですが、今回、総合計画については、方向性や方針を決める場として、審議会が設けられております。実際、私どもは、方向性としては概ね良いのですが、実施計画をいかに市民の代表が関わるかと考えます。実施計画は、市の担当者が作りますとの説明がありましたが、本来、実施計画についても職員だけではなく、市民もそこに入って作る。自治会の在り方、これもやはり職員に任せるのではなく、市民もそこに入って一緒にまとめ、進めるという計画。そういう進め方、方向性を作ってもらおうと、私はありがたいなと思います、これはちょっと余談の話ですが。 今のいろいろお話を聞いていますと、自治会の在り方、コミュニティスクールの在り方、これもやはり地域が一番重要でございます。地域もこれから高齢化になり、働かないと65歳まで年金がもらえないから、自治会の役員は若い人はやってくれない。当然、自分は生活していかなければならないですから、ますます高齢化になっていくと思います。今、言われたように1年で役員を辞めてしますと、仕事を覚えたなと思うと、次の方に引き継ぐ。1年では、前やってみえた自治会の活動、自分はどのような仕事をやるのかで精一杯、それ以上、中に入ってやれないのです。副会長が言われたように、ある程度、3年とか4年、そういうスパンで地域の代表としての取りまとめ役、そういう人材の育成をしてやっていかないと、中々上手くいかないと思います。ですから、まず私が言いたいのは、実施計画の作り方を考えていただきたい。
会長	実施計画の策定の際に市民参加ですね。
建設部会長	これは私、議会からも自治会のお話を承っております。やはりその中で、実施計画の中に入って、具体的にこういうことを進める、方向性ではなくて、具体策に関わっていかなければ、中々上手くいかないと思います。 もう一つ、今回のこの計画について、北名古屋市の、私たちも考える

	のですが、目玉が無い。市民アンケートで「まちに活気がある」と思っている方は少ない。北名古屋市が活気あるまち、市民から見ても、他から見ても、北名古屋市へ行くとこんな良い所がある、将来的には北名古屋市へ住もう、ということも繋がると思うので、何か目玉、活気あふれるまちづくり、そこら辺をやはり実施計画の中で上手く入れたい。私、単純に言うのですが、西春駅の東地区の市街化調整区域、あの場所の活用、あの場所で何かやるのであれば、私が愛知県へ行って話をしてみますが、あの場所で何か目玉のまちづくりを、名古屋城の前の駐車場の所にお店を作ったり、城だけではなくて、城と食というか。要するに一番良いのは、伊勢の街ですが。
会長	おほらい町ですね。
建設部会長	おほらい町、あの様なものを作って、市民、名古屋の方も来て遊ぶとか、来るようにすれば活気が出てきますから。人が往来すれば活気が出てきますから、そういうものを何かできないかと思います。
会長	はい、ありがとうございます。目玉事業については、実施計画ベースで考えていかなければいけない話でしょうし、この総合計画、方向性、大きな方向を示すということからいうと、各部会でご検討いただいたような形で、今の段階では収めるしかないのかなと思います。今、ご発言があったような目玉事業の話であるとか、それから、実施計画を策定する際にどうやって市民の意見を聞くのかということ、これは一方で議会の関係もありますし、悩ましい部分もあるかもしれませんが、それについて考えていく必要はあると思っています。ありがとうございました。 それでは、どうでしょうか。もしよろしければ、次の議題、他の部会との調整が必要な事項の項目に移りたいと思います。 よろしいでしょうか。はい。
委員	(同意)
会長	では、「他の部会との調整が必要な事項について」を、お願いします。
事務局	(2) 他部会との調整が必要な事項について 説明させていただきます。 まず、議題の(1)で協議した件については、最初に配布させていただきました水色の表紙の資料に基づきまして、審議会委員４０名の方からいただいた意見や紙ベースで提出していただいた意見に基づき、５月２７

日、6月10日、7月の各部会で修正した結果を報告していただいたものです。この各部会でまとめた修正案について、最初の第1回目の会議において会長からお話がありましたが、「例えば、福祉教育部会の委員が、建設部会の施策に意見を言って良いか。」という質問について、良いこととしており、意見も紙ベースで提出いただきました。なお、意見の取扱いについては、各部会にお任せいただくということで、(1)の議題で、各部会長より報告していただきました。この進め方については、全ての委員の方もご納得いただいているであろうと思っています。

議題(2)の他部会との調整が必要な事項についてということで、それを踏まえ、桃色と黄色の表紙の資料、委員40人で審議すべき事項について触れさせていただきます。まず、「7月19日資料②」の3ページと「7月19日資料③」の16ページを見てください。こちらは、黄色の表紙の資料でお渡しした「基本計画の総論」の部分になります。「7月19日資料③」で見ていただくと16ページは変更しておりませんが、17ページ「今後の見通し」については変更しております。これにつきましては、6月10日の審議会において、事務局より将来人口を見直していますと、委員の皆さんにお伝えしております。その後、7月の各部会において、この資料と同様の将来人口の推移を各委員にお示しし、意見等を聴取いたしました。特にございませんでした。よって、「7月19日資料③」の17ページと18ページでお示した内容で、審議会での承認いただけたらと思っています。

続きまして、「7月19日資料③」の20ページ見ていただきますと、一番下に少し色をつけた箇所、塗り潰ししている部分がございます。こちらは土地利用方針についての修正です。「7月19日資料②」では、No.5でご確認ください。この土地利用方針についても、部会別に意見を聴取いたしました。特に建設部会に密接に関わる内容ですが、特に意見はございませんでした。しかし、建設部会での会議での発言等を踏まえ、内部で再検討したところ、文言を一部修正しております。

次に、「7月19日資料③」の21ページと22ページを見てください。こちらの修正点も先ほどと同じ流れなのですが、「分野別まちづくり方針」について、6つの分野に紐づく施策を包括的にまちづくり目標という形で、分野ごとにお示しをしています。資料を見ていただくと、文言を塗り潰している箇所がございます。この修正箇所については、各部会で委員のご意見により修正した部分と、その後、会議での発言等を踏まえ、内部で再検討し、修正した箇所がございますので、ご確認ください。

以上が、黄色の表紙の資料の修正箇所となります。

続きまして、桃色の表紙の資料について説明させていただきます。「7

月 19 日資料②」の 1 ページを見てください。「7 月 19 日資料③」では 2 ページになります。No.1 は、「序論」の「まちのあゆみ」の「沿革」について、原案では、「大正元年に名鉄犬山線」という文言がありましたが、当時の正式名称は名鉄犬山線ではないという指摘を受けまして、その当時の名称の「名古屋電気鉄道」に修正させていただきました。

次に、「7 月 19 日資料②」の No.2、「7 月 19 日資料③」は 14 ページをご覧ください。これは、委員の意見により修正した個所です。今回の総合計画に「協働の考え方」を全施策に示したなかで、その前段で協働に触れられてないという意見がありました。なぜ、協働が大事なのか、を明記するため、「7 月 19 日資料③」の 14 ページの 1 つ目の四角に、文言を追加し、文字に色を付けて修正しております。

最後にお諮りしたい件となります。「7 月 19 日資料②」の 2 ページを見てください。「7 月 19 日資料③」では 15 ページになります。第 2 編の基本構想の部分になりますが、基本構想については、1 回目と 2 回目の審議会の中で、会長から、委員に対し、お諮りするかたちで意見を聴取していただきました。2 回目の会議では、委員の発言として、「市民が自分たちのめざす先」、「キャッチコピーみたいなもの」、「若者にメッセージを何か送れないか」といったご意見がありました。この件について、更に意見を聴取するため、7 月の各部会において、基本構想について意見を聴取したところ、建設部会において、「2 便利で安全で安心な質の高いまち」の文言で、「安全・安心」が逆ではないかと意見がありました。その意見については、会議の場で、安全があって、安心があるということで、現行の順番でご納得いただきました。

しかし、別の委員から、個別にお話を伺う機会があり、そういった意見を踏まえた内容を資料としてお示したので、ご意見をお伺いさせていただきます。「7 月 19 日資料②」の 2 ページをご覧ください、基本構想の基本理念の 2 つ目、「便利で安心・安全な質の高いまち」があります。この「便利で安心・安全な質の高い」というのが、安全・安心は当然のことだから、「質の高い」に係ってくる表現はおかしいのではないかとご意見をいただきました。事務局で再考し、2 つの修正案を資料にお示ししております。「修正案」の上段は、「安全で快適な質の高い生活環境の整備を進め、誰もが安心して暮らせるまちをめざします。」としました。しかし、この「3 つの基本理念」は、最後の結びの語句として、「活力あるまち」、「質の高いまち」、「暮らし続けたいまち」としたいという思いがあります。そして、更に検討した結果が、「修正案」の下段になりますが、「安全・安心な生活環境の整備を進め、誰もが快適に暮らせる質の高いまちをめざします。」と文言を考えました。これは、「質の高い」という語句を、「快適」にかけたいという思いがあります。事

会長	事務局としては、修正案の下段で進めたいと考えておりますが、この修正案とした文言を含め、部会長会で協議いただき、案を取りまとめたいと考えております。基本構想についてご審議いただき、部会長会の総意として取りまとめていただきますようお願いいたします。 はい、今、説明がございました。具体的に、基本構想の基本理念の2つ目、「便利で安全・安心な質の高いまち」というのは、これはご理解いただいているだろうということで、ただ、確かに「便利」ということと、「安全・安心」と「質の高い」というのが、全部「まち」にかかってくるから、これはちょっと分かりにくいと感じます。そうすると、それを、下の文言で説明をしている訳ですが、その説明文を修正案の1つ、上段が、「安全で快適な質の高い生活環境の整備を進めて、誰もが安心して暮らせるまちをめざします。」というもの、これをやはり「誰もが快適に暮らせる質の高いまち」ということを重点に置くということで、修正案の2つ目、下段が、「安全・安心な生活環境の整備を進め、誰もが快適に暮らせる質の高いまちをめざします。」と、何々というまちをめざしますと、3つの柱立てを揃えたい、よって、修正案の下段を採用したいが、ということであります。これについてはどうでしょう。何かご意見ございますでしょうか。
建設部会副 部会長	建設部会の委員で、「安心・安全」という順番を仰ってみえました。その会議の場では、事務局の説明で納得したのですが、その後、私もよくよく考えてみたのですが、「さしすせそ」の順番の方が良いのではないかと思います。そうすると、「安心・安全」という順番になり、建設部会の委員の言ってみえることも納得できるなと思います。やはり、順番については、変えた方がいいと思うので、皆さんにお伺いしたい。
福祉教育部 会長	先へ来る語句が一番の柱、こういうふうに捉えてこうですから、内容は一緒ですけど。先へ行くのが一番重要で、次が第二に重要という捉え方で、安全と安心、どちらを優先するか。
建設部会副 部会長	7月の会議では良いと思ったのですが、後で考えた時に、建設部会の委員が仰ったこと、「安心・安全」の方が語呂合わせ良いなとも思います。事務局の説明では、「安全」があって、「安心」があるのだと。しかし、人に問いかける場合、或いは人に説明をする場合に、「安心・安全」と言った方が話もしやすく、語呂合わせも良いと思います。そう思って、意見させていただきました。

会長	「安心・安全」か「安全・安心」の順番の問題ですね。
建設部会副 部会長	福祉教育部会長に聞きますが、食料関係を販売してみえますので、どちらを先に書きますか、食品を販売されるときには。
福祉教育部 会長	食べる物の場合は、心の問題では無くて体ですので、まず「安全」とします。
会長	まず安全ということですか。
福祉教育部 会長	私どもの場合は。建設部会副部会長のご意見もよく理解できます。また、事務局の説明の、まず安全があって安心があるというのも分かります。よって、私は、はっきりしないのですが、これは決めてしまえば、結果、どちらでも良いと思います。
事務局	ご意見ありがとうございます。個別にいろいろお話を伺っている部分はありますが、この順番については、事務局案の「安全・安心」としたいと考えております。その理由として、北名古屋市では、今、すごく浸透していると考えております。具体的には、現行の総合計画、「健康快適都市」とし、「誰もが安全・安心に暮らせるまち」としていることから、ここで順番を変えるよりは、このまま進めさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。
建設部会長	ここで賛同をいただければね、私たち2人は、部会長会での調整を委員から一任されていますので。
会長	では、委員の皆様、承認という形でお願いしようと思います。よろしいでしょうか。
委員	(同意)
会長	はい、ありがとうございました。 それでは、議題の2番目まで終わりました。次に、まいりましょう。
会長	(3)今後の進め方について 今後の進め方について、お願いします。
事務局	では、時間も過ぎておりますので、要点を絞って説明させていただき

	ます。 今後の進め方として、8月7日に審議会、会議を開催させていただきます。午後1時30分から会議を開催させていただくことは、全委員に承知いただいております。 しかし、8月7日は、部会を先に開催させていただきます。会議の時間は、約30分程度と考えており、7月の各部会で修正案をまとめた後の変更点とこの部会長会で調整した事項を、まず部会ごとに、各部の部会長より報告していただこうと思っております。各部会の委員の方に説明をしていただいた後に、午後2時15分から審議会という形で40名の会議を、岩崎会長にお願いしたいと考えております。
会長	今までと逆の順番で会議を開催するということですね。
事務局	はい。先ほどもお伝えしたとおり、桃色と黄色の表紙の資料については、審議会で行き届く事項となります。一応、7月の各部会で、各委員に意見は聞いているものの、審議会において、更に意見が出てくる可能性はあります。その意見について、その場で全部解決できれば良いのですが、解決できないことも想定されます。しかし、8月7日の会議の後、8月10日からパブリックコメントが始まることは決定していますので、8月7日に案を完成させる必要があります。ついては、委員の意見に対する調整が必要となった場合、審議会終了後に、皆さんに残っていただいて、部会長会議を開催し、調整させていただきたくことにご協力をお願いします。
会長	完成させないといけないわけだね。
事務局	はい。では次に、今後の進め方の説明となります。併せて、会議日程を説明させていただきます。8月7日は、そのような形で進めさせていただきます。そして、9月8日までパブリックコメントを行い、その後、パブリックコメントで寄せられた意見についての対応をお諮りするため、9月25日（月）午後1時30分から会議を開催させていただきます。しかし、パブリックコメントで、意見がどのくらい提出されるかわかりませんので、審議会から始めるのか、部会を開催するのかは、保留としております。 なお、最後の会議は、すでにお伝えしておりますが、10月20日に開催させていただきます。この会議は、午前10時からを予定しており、最終的な「答申」をしていただきます。今後の会議日程、今後の進め方と併せて説明させていただきました、よろしくお願いします。

会長	今、この8月7日と9月25日の間に、ほぼ1箇月のパブリックコメントの期間があるということでした。10月20日には答申をお渡しするという段取りで行きたい。8月7日は、部会の開催後に審議会を、しかし、会議で議論が出て調整が必要であれば、審議会終了後に部会長会を開催したい、ということでしたが、何かご質問ございますか。
委員	(質問なし)
会長	その他ご意見ありますか。
建設部会副 部会長	本日の参考資料について、副会長、建設部会長からもお話がありましたが、この参考資料をお持ちいただいたということは、会長の何らかの考え方があると思いますが、私も鹿田で、大昔に副会長をやらせていただきました。当時、大昔なので、師勝町には師勝中学校と師勝小学校しか無かったのです。学校の行事も、みんな師勝というか、その自治会が全てやってきました。だから、子供もお爺ちゃんもみんな財産、子どもは子ども、お爺ちゃんもお婆ちゃんもみんな私たちの財産だと思って、一生懸命やってきました。それが、中学校が3つとなり、小学校が5つも出来ました。鹿田は昔、師勝の3分の1を占める非常に大きな町並みです。 そのため、鹿田区で一緒に遊んでいた子供たちが途中から、「この子はこの学校へ行くよ、この子はあっちの学校へ行くよ」というように、みんなバラバラになってしまうんですね。 そうすると、鹿田区としては、そういった子どもさんたちの管理ができなくなってしまうのです。学校の行事がそれぞれ個別にあるため、いざ盆踊り大会をしようとしても調整がつかず、本当に困ってしまっ。 また、当時もありましたが、自治会に入らないという方もいらっしゃいます。しかし、子どもたちは私たちの財産であり、子どもにはなんら責任はないということで、区としては、一所懸命、子どもさんを面倒みてきたというように思っております。 P T A会長もやっておりましたが、そのうちに、子ども会がつくられるようになると、子ども会には役場から別に補助金がもらえるものですから、子ども会が区としての活動から出ていってしまいました。 P T Aでは廃品回収をしていましたが、廃品回収も貴重な資金源です。ところが、同じ役員の皆様が子ども会をつくれ、子ども会用のお金が欲しいということで、P T Aの廃品回収の前に子ども会の廃品回収を行い、私たちも大変苦労しました。子ども会の役員も、P T Aの役員

	も、ただ、会長が違うだけであって、同じなんですけどね。老人も同様です。老人会を作られちゃったものだから。 というようなことで、今、私が申し上げたいのは、「参考資料」をいただきましたが、昔は、師勝、西春ともに小学校も中学校も1つ1つだった。しかし、今は学校がたくさん出来るにつれて、その分組織が複雑になってしまった。それに合わせて自治会の在り方を検討し、再建できるのならば、そうした方が良いのではないかと、僕はそういう時期がきているのではないかと思います。 それから、今、師勝中学校の場合でも、運営協議会というものができまして、私たち地元の人間がいろいろ発言させていただけるような、状況になっている。ということは、学校ごとにおいて、こういうようなものができた方がいいのではないかと思います。 よそのまちにもありますが、特に鹿田と九之坪は大きいから。鹿田だけでも、中学校でも3つ行かなければなりません。熊野中学校、訓原中学校、師勝中学校と、とても大変なことでございます。やはり私もこういう「参考資料」を見ると、そういった振り分けを考えなくてはならない時期ではないかと思います。10年後、20年後とかね。
総務部副参事	今、仰られているように、まずこの話が出たのは、自治会長会の中で鹿田の自治会長さんが同じようなご意見を言われたことが発端となっています。もともと総合計画の中に、地域コミュニティの在り方について考えていく、という記載があったため、自治会長会での意見について所管の生活部会に報告し、議論していただいたのですが、この図が無かったために、委員の皆さんでイメージが共有できず、いろんなご意見が出てまとまりませんでした。そのため、私どもの勝手に、以前、会長に講演会していただいた際に頂戴した資料の一部を本日の「参考資料」としてお付けしたところです。 次回の生活部会の中では、どういう組織にするかというところまでは議論する必要はないと思っていまして、計画に記載しているように、実際、そういう組織を作って、自治会の在り方をしっかり検討していくということを記載させてもらいたいと考えています。
会長	検討組織を作りましょう、と言うのが計画だよね。
総務部副参事	総合計画の中に載せられる文言としては、そこまでかなと考えています。
建設部会副	私もこういう機会は、検討していくチャンスだと思います。自治会長

部会長	がそのような発言をされたのは、私が想像するに、あんなに大きなところでは管理ができない、ということではないかと思います。僕も役員をやっていたときは、1週間のうち3日ぐらいは夜、毎日のように会合ばかりでした。役場の方に「ちょっとちょっと」と呼ばれて、3分か5分で話をされた事柄が、区に持ち帰ってみんなと話し合いをして決めていくのに1か月も2か月もかかるものだから、本当に大変です。 町内会長、会長さんもたくさんいらっしゃいます。だから、大変なことなんです、あそこはね。そういうことを踏まえていただきながら、どうしたらこの自治会というものがスムーズに、そして、地域に密着した活動ができるような会になるのか、また検討していただきたい。期待しております。
会長	はい。そういうことも、また別途組織で、きっちりと検討していこうじゃないかということですね。ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。
委員	(意見なし)
会長	よろしいでしょうか。そうしましたら、先ほどの日程を改めて確認をさせていただきますが、次は8月7日で、まずは部会をやって、それから審議会を、そこで横間調整が必要になれば部会長会、パブリックコメント、9月25日に審議会を開いて、10月20日には市長への答申を考えています。 以上で、第1回審議会部会長会の審議は全て終わりとなります。 慎重なご審議、ありがとうございました。